

いぬやまスポーツコミッション規約

(名称)

第1条 本組織は、いぬやまスポーツコミッション（以下「いぬやまS C」という。）と称する。

(目的)

第2条 本組織は、市内のスポーツ資源を活用し、スポーツ大会、合宿及びイベント（以下「スポーツ大会等」という。）の誘致、開催支援等により、市内のスポーツ活動の活性化を図るとともに、スポーツ大会等を観光、産業等の地域資源と結び付け、市民との交流や交流人口の増加等によって地域の活性化を目指すため、官民が一体となって取組を推進することを目的とする。

(事業)

第3条 本組織は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) スポーツ大会等の誘致に関する事。
- (2) スポーツ大会等の開催支援に関する事。
- (3) スポーツ大会等を活用した地域活性化に関する事。
- (4) その他いぬやまS Cの目的達成のために必要な事業に関する事。

(会員)

第4条 いぬやまS Cは、スポーツ団体、観光団体、経済団体、教育機関及び行政機関その他いぬやまS Cの活動に賛同する団体等から選出された者又は個人をもって構成する。

2 会員は、会議において定める会費を支払わなければならない。

(役員)

第5条 いぬやまS Cに次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 監事 2名

2 会長は、犬山市長をもって充てる。

3 副会長は、会員のうちから会長が指名する。

4 監事は、会員のうちから会長が指名する。

(役員の仕事)

第6条 会長は、いぬやまSCを代表し、組織の運営を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 監事は、会計その他事務を監査する。

(会議)

第7条 会長は、会議を招集し、その議長となる。

2 会議は、会員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会員が会議に出席できないときは、代理者が出席することができる。

4 前項の代理者の出席は、第2項における出席とみなす。

5 会長は、必要があると認めるときは、会員以外の出席を求めることができる。

(決議)

第8条 会議では、次の事項を決議する。

(1) 事業計画に関すること。

(2) 予算及び決算に関すること。

(3) 規約の制定及び改廃に関すること。

(4) その他いぬやまSCの運営に関し必要な事項に関すること。

2 会議の決議は、出席した会員の過半数を持って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 会議の議事については、必要に応じて書面により決議することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。ただし「出席した会員」は「会員」に読み替えるものとする。

(任期)

第9条 役員の任期は、2年とし、再任することができる。

2 任期満了前までに退任した役員の補欠として選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営委員会)

第10条 いぬやまSCの円滑な運営を図るため、運営委員会を置く。

2 運営委員会は、特定非営利活動法人犬山市スポーツ協会、一般社団

法人犬山市観光協会、犬山商工会議所、名古屋経済大学及び犬山市から選出された者をもって構成する。

3 運営委員会には、委員長を置き、会長が兼務する。

4 運営委員会の会議では、次の事項を審議する。

(1) 事業計画に関すること。

(2) 予算及び決算に関すること。

(3) 規約の改廃に関すること。

(4) 会員の承認及び取消しの決定に関すること。

(5) その他いぬやまS Cの運営に関し必要な事項に関すること。

5 運営委員会での円滑な審議を図るため、会長は運営委員会の下に運営部会を設置することができる。

6 運営部会は、運営委員会委員の所属する団体等の構成員から会長が選任した者（以下「部会員」という。）をもって構成する。

7 運営部会には、部会長を置き、前項の部会員の中から互選する。

8 運営部会は、運営部会の決議を経て、会長に意見を具申することができる。

（専門委員会）

第11条 事業の円滑な推進を図るため、会長は専門委員会を設置することができる。

2 専門委員会は、会員の中から会長が指名した者（以下「委員」という。）をもって構成する。

3 専門委員会には、委員長を置き、前項の委員の中から互選する。

4 委員の任期は、会長の指名日後から事業の完了までとする。ただし、会長が委員としてふさわしくないと認められる場合は、この限りでない。

5 専門委員会は、担当する事業の完了をもって解散する。

（アドバイザー）

第12条 会長は、第3条の事業の円滑な実施を図るため、アドバイザーを置くことができる。

（事務局）

第13条 いぬやまS Cの事務局は、犬山市教育委員会教育部スポー

ツ交流課に置く。

2 事務局長は、会長が指名する。

(事業年度及び会計年度)

第14条 いぬやまS Cの事業年度及び会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(資金)

第15条 いぬやまS Cの資金は、次のとおりとする。

- (1) 会費収入
- (2) 事業収入
- (3) 補助金収入
- (4) 寄付金
- (5) 負担金収入
- (6) その他の収入

(雑則)

第16条 この規約に定めるもののほか、いぬやまS Cの運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、平成30年2月20日から施行する。

2 いぬやまS Cの設立当初の役員の任期は、第9条の規定に関わらず、この規約の施行の日から平成32年3月31日までとする。

3 いぬやまS Cの設立当初の事業年度及び会計年度は、第14条の規定に関わらず、この規約の施行の日から平成31年3月31日までとする。

附 則

この規則は、令和6年4月25日から施行する。